

令和 5 年度
中城湾港新港地区物流拠点化支援事業補助金
公募要領

令和 5 年 8 月
中城湾港開発推進協議会

- ・ 本事業は、中城湾港新港地区物流拠点化支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づいて実施しています。
- ・ 本公募要領は、交付申請の手続きを記載しているほか、交付要綱において別に定めることとされている事項及び交付要綱の施行に関し必要な事項を定めております。
- ・ 事業者の皆さまにおかれましては、本公募要領だけでなく、交付要綱の内容についても確認のうえ申請を行ってください。

1 目的

この補助金は中城湾港開発推進協議会が持つ予算の範囲内で交付するもので、中城湾港に就航する船舶を利用して輸出入や移出入される貨物の荷主に対し、輸送費等の一部を補助することで、新たな貨物の創出や既存の発着貨物の増大を促進し、本地区の物流拠点化の促進と定期航路の充実を図ることを目的としています。

2 補助の内容

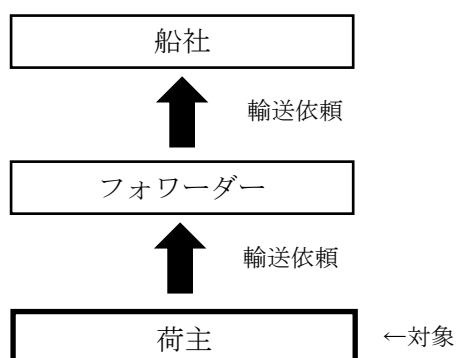
(1) 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者は、中城湾港に就航する船舶を利用する物流業者へ、貨物の輸出入移出入を直接依頼する依頼主（※1）とし、補助対象期間終了後も継続して操業する計画を有している者としします。

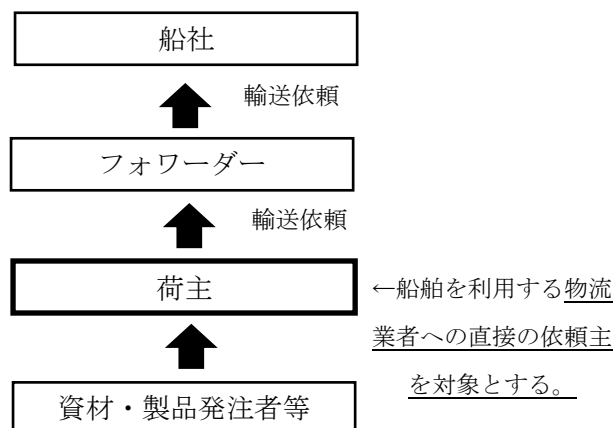
【 補助対象事業者の要件について】

イメージ図

例1 対象者イメージ



例2 ※1の定義

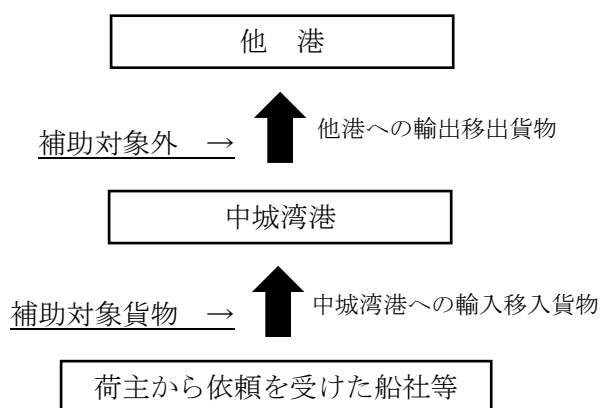


(2) 補助対象貨物等

- ①補助対象貨物は中城湾港に就航する船舶を利用し輸出入や移出入する貨物とします。
- ②他の補助対象事業者から依頼を受けた貨物については対象から除きます。
- ③中城湾港を中継地点として輸入や移入し、他港へ輸出や移出する貨物については、
輸入移入貨物のみを補助対象とします。(※1)
- ④同一貨物を当補助事業及び、他官公庁が行う補助事業と重複して補助対象とすることはできません。(※2)

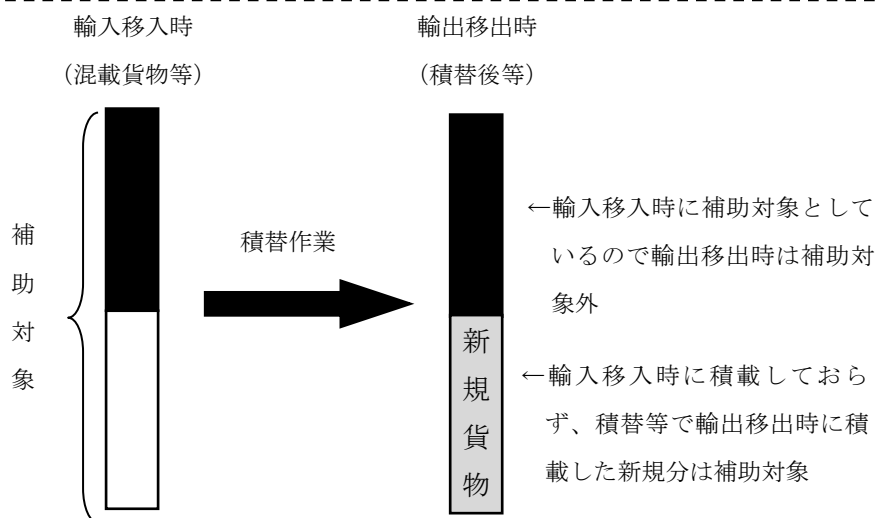
【※1 補助対象貨物について】

イメージ図  = 同一貨物とする



補足：当補助金については、基本的に他港からの輸入移入・他港への輸出移出する貨物を補助対象とするが、中城湾港へ積替目的で輸入移入し、その後輸出移出される同一貨物については輸入移入貨物のみを対象とする。

【※2 同一貨物の重複について（例）】



補足：混載貨物等を輸入移入した際に貨物の一部を、新規の貨物と入れ替えた場合、すでに補助対象としていた輸入移入貨物については輸出移出する際に、補助対象とすることはできない。

(3) 補助対象期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

(4) 補助金の額

補助対象貨物の補助対象期間における取扱実績に応じて1R/Tあたり1,000円とし、交付決定補助金額の上限は100万円とします。なお、本補助金において新規で申請された荷主におかれましては、200万円を上限といたします。

※ 予算の執行状況を鑑みて、事務局で調整をして交付確定を行う場合がありますので予めご了承ください。

※ 交付額は、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※ 消費税及び地方消費税は補助対象としません。

3 申請方法

(1) 申請書類 ※提出された書類は返却いたしません。

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 貨物取扱計画書（第1号様式 別紙）
- ③ 履歴事項全部証明書、定款（写し）

(2) 公募期間

募集期間：令和5年8月14日(月) ～ 令和5年10月31日(火)

※募集期間中に、本補助金における予算上限に満たなかった際は、

募集機関の延長を行うことがございます。

※公募期間中であっても予算の上限に達し次第、公募を終了することがあります。

※業務の都合上、示した予定について変更する場合があります。

(3) 交付申請書提出期限

令和5年10月31日(火) 17時まで（郵送の場合は当日消印有効）

(4) 提出先

〒904-2234 沖縄県うるま市州崎7-7

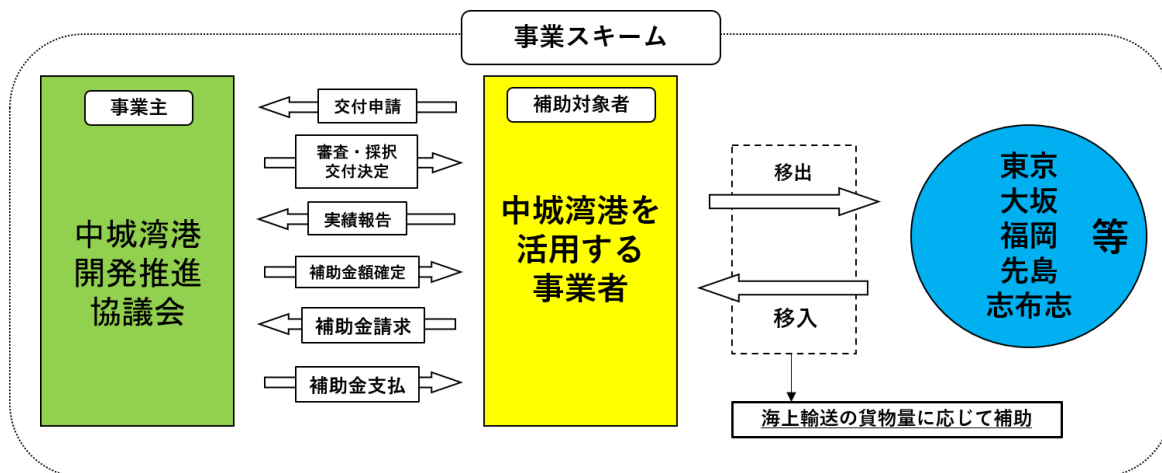
中城湾港開発推進協議会事務局 担当 友利

TEL：(098)923-2548 FAX：(098)921-2834

4 スケジュール



5 スキーム



6 お問い合わせ先

〒904-2234 沖縄県うるま市州崎7-7

中城湾港開発推進協議会事務局 担当 友利

TEL : (098) 923-2548 FAX : (098) 923-2834

E-mail : info@nakagusuku-port.jp